

第1回 （仮称）みなみだいら保育園民営化連絡協議会

令和8年6月1日（月）
みなみだいら保育園
午後4時20分～5時00分

次 第

1. 保育課長挨拶
2. みなみだいら保育園保護者代表紹介・保育課職員紹介
3. （仮称）みなみだいら保育園民営化連絡協議会について
4. （仮称）みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会について
5. 「みなみだいら保育園の民営化について（ガイドライン）」の策定について
6. みなみだいら保育園民営化のスケジュールについて
7. その他
次回開催時の検討事項について
 - ・みなみだいら保育園民営化事業者公募要領（案）
 - ・みなみだいら保育園民営化に係る事業者審査要領及び審査基準表（案）

【資料】

- ① みなみだいら保育園民営化に関する事項を検討する組織（案）
- ② （仮称）みなみだいら保育園民営化連絡協議会設置要領（案）
- ③ （仮称）みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会設置要領（案）
- ④ みなみだいら保育園の民営化について（ガイドライン）（案）
- ⑤ みなみだいら保育園民営化スケジュール（案）

みなみだいら保育園民営化に関する事項を検討する組織（案）

1.(仮称)みなみだいら保育園民営化連絡協議会

1. 目的

みなみだいら保育園の民営化にあたり、民営化に関する情報共有と透明性を確保するとともに、保護者の意見や要望を反映させるための意見交換の場とする。また、保育サービスの質向上に向けた具体的な提案や改善策を検討し、保護者と日野市（以下「市」という。）及び保育園との連携強化を図ることで、民営化に伴う課題や懸念事項の解消に向けた協議及び合意形成を図る。

2. 所掌事項

（１）事業者選定に関する事項

民営化ガイドライン、公募要領、事業者審査要領、審査基準表等に関する事項等の策定

（２）保護者の意見集約に関する事項

3. 組織

保護者代表（園児の年齢が民営化の対象クラスとなっている保護者各１名）、市立みなみだいら保育園園長、市保育課職員

2.(仮称)みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会

1. 目的

みなみだいら保育園民営化にあたり、移管先の保育園運営事業者を公正かつ適正に選定する。

2. 所掌事項

（１）事業者の公募要領に関すること。

（２）事業者の選定基準の策定に関すること。

（３）事業者の選定審査に関すること。

（４）その他必要な事項に関すること。

3. 組織

保護者代表：２名以内、保育に関する学識経験を有する者：１名、民生児童委員代表：１名、みなみだいら保育園長、子ども部長、保育課長

3.(仮称)みなみだいら保育園三者協議会

1. 目的

民営化保育園の受託事業者と保護者、及び日野市の三者で、民営化への移行準備を行い、移行後も一定期間協議を継続する。

2. 所掌事務

（１）移行計画策定に関すること。

（２）保育内容継承の確認に関すること。

（３）移管後に発生した問題への対応に関すること。

3. 組織

保護者代表、事業者及び日野市行政職員で構成する。

なお、人数は協議会を設置する時に保護者と協議して決定する。

(仮称) みなみだいら保育園民営化連絡協議会設置要領 (案)

令和8年〇月〇日制定

(設置)

第1条 みなみだいら保育園の民営化にあたり、民営化に関する情報共有と透明性を確保するとともに、保護者の意見や要望を反映させるための意見交換の場とする。また、保育サービスの質向上に向けた具体的な提案や改善策を検討し、保護者と日野市（以下「市」という。）及び保育園との連携強化を図ることで、民営化に伴う課題や懸念事項の解消に向けた協議及び合意形成を図ることを目的として、みなみだいら保育園民営化連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関して協議し、その結果をみなみだいら保育園保護者等に報告する。

(1) 事業者選定に関する事項（公募要領、事業者選定要領、選考基準表、応募事業者の審査、採点、選考に関する事項の策定を含む。）

(2) 保護者の意見集約に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 保護者代表（園児の年齢が民営化の対象クラスとなっている保護者各1名）

(2) 市立みなみだいら保育園長

(3) 市保育課職員

(会議)

第4条 協議会は、構成員に対し書面を用いて意見を求める方法により、会議を開催することができる。

2 協議会は、構成員がやむをえず会議に出席できないときは、あらかじめ意見等を書面で提出を求めることができる。

(開催場所)

第5条 会議開催場所は、原則としてみなみだいら保育園とする。ただし、日程等で止むを得ない場合は、他の場所で開催する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市子ども部保育課が行う。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協議会で協議して定める。

付 則

この要領は、令和8年〇月〇日から施行する。

みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会設置要領（案）

令和8年〇月〇日制定

（設置）

第1条 みなみだいら保育園民営化にあたり、移管先の保育園運営事業者を公正かつ適正に選定することを目的として、みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関して審議し、その結果を市長に報告する。

- （1） 事業者の公募要領に関すること。
- （2） 事業者の選定基準の策定に関すること。
- （3） 事業者の選定審査に関すること。
- （4） その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる選任区分により選任された者をもって組織する。

- （1） みなみだいら保育園保護者代表 2名以内
- （2） 保育に関する学識経験を有する者 1名
- （3） 民生児童委員代表 1名
- （4） みなみだいら保育園長
- （5） 子ども部長
- （6） 保育課長

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事業者の選定審査報告が完了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は子ども部長をもって充て、会務をつかさどり、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員の中から委員長が指名し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、委員に対し書面を用いて意見を求める方法により、会議を開催することができる。
- 4 委員会は委員がやむをえず会議に出席できないときは、意見等をあらかじめ書面で提出を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、公開しない。ただし、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングのみ公開とする。
- 6 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、あらかじめ委員長に申し出なければならない。
- 7 委員長は、あらかじめ設けた傍聴席が満員になったときは、傍聴を制限することができる。
- 8 傍聴人は、委員長が会議を非公開とすると判断した場合は、速やかに退場しなければならない。
- 9 委員長は、傍聴人が指示に従わないときは、退場させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第8条 委員が会議に出席したときは、謝礼金を支払うものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども部保育課が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、令和8年〇月〇日から施行する。
- 2 この要領は、第2条に規定する報告が完了した日をもってその効力を失う。

みなみだいら保育園の民営化について (ガイドライン) (案)

令和8年●月

日野市子ども部保育課

1. ガイドラインの目的

日野市では、平成 13 年度以降、認可・認可外の種別を問わず、保育施設の新設を継続的に支援し、受入枠の拡大に努めてまいりました。施設の新・増設、定員の拡大と並行して、既存施設の定員弾力化等の取り組みを進め、待機児童数は平成 29 年度の 252 人をピークに、令和 4 年度の 16 人まで減少傾向にありましたが、令和 5 年度に再び増加に転じ、令和 7 年 4 月 1 日時点の待機児童数は 30 人となっています。

子育て家庭への支援事業は保育園の整備のみならず、在宅で子育てをしている方への支援、発達障害など配慮が必要な子どもたちへの支援、子ども家庭支援センターや児童館等で実施している事業など多岐にわたります。待機児童解消と合わせて、市民の幅広いニーズに応えていくためには、経営資源の最適配分を図っていく必要があります。

日野市では、老朽化した公共施設の建替え・大規模改修などが今後集中的に発生し、財政の大きな負担となることが懸念されています。このことを踏まえ、公共施設の統合的かつ計画的な管理方針を定めた「日野市公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定（令和 5 年改訂）し、公共施設の総量の削減を目指しています。

公立保育園の運営は、利用者負担額や運営費等を全額市税で賄っております。一方、民間保育園については、利用者負担額や運営費等に係る国・都の負担制度があるため、市の財政負担は大幅に軽減されています。そのため、公立保育園 1 園を民営化することで、民間保育園 2 園分の運営費を賄うことが可能となります。今後も安定した保育所運営をしていくためにも、公立保育園の民営化は避けて通ることのできない課題です。

日野市では、「日野市公共施設等総合管理計画」を上位計画とする「日野市子育て支援施設個別施設計画（令和 7 年 3 月策定）」において公立保育園の今後の方針を整理し、令和 11 年度よりみなみだいら保育園の民営化を行うことを決定いたしました。

公立保育園の民営化を進めるに当たって、保護者の理解と協力は欠かせません。民営化により保育環境が変化することによる子どもへの影響や、保護者の不安を解消し、円滑な民営化を図るため、民営化に関して必要な基本的事項を定めたガイドラインを策定することとしました。

このガイドラインはみなみだいら保育園の民営化に適用しますが、本ガイドラインを今後の公立保育園民営化にあたっての基礎とし、見直し・検討を行いながら引き継いでいきます。

2. 民営化の進め方

- ①保育環境が変化することによる子どもへの影響、負担軽減を最大限に重視して、民営化に取り組みます。
- ②民営化にあたっては、本ガイドラインを基本とし、保護者への十分な情報提供を行うとともに、保護者の意見・要望を伺いながら実施します。
- ③民営化にあたっては、保護者に新たな費用負担が発生しないように努め、新たな費用負担が生じる場合には、市と保護者と事業者の三者で協議し、相互理解のうえ、決定していきます。

3. 運営形態

民営化の方式は、市の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性を考慮し、民間事業者が民間保育園として運営する「民設民営」（設置者、運営者ともに民間事業者）方式とします。

4. 委託事業者の選定方法

- ①東京都有地における施設整備の規定に基づき、社会福祉法人を対象とした公募を行います。
- ②事業者の公募方法及び選定方法は、「みなみだいら保育園民営化事業者公募要領」で定めます。公募要領は、保護者と協議するとともに学識経験者の意見を取り入れて作成します。
- ③多くの事業者が公募に参加するための周知に努め、委託事業者が複数事業者の中から選定できるように最大限の努力を行います。
- ④事業者の選定をするための委員会を組織し、委員にはみなみだいら保育園の保護者代表（2名）、学識経験者、民生児童委員、公立保育園園長職を含めることとします。

5. 運営事業者の条件

- （1）保育の質や経営の安定性を確保するため、事業者には、以下の事項を遵守することを求めます。
 - ①「保育所保育指針」に基づく保育内容を基本とし、子どもの発達を尊重し支援する保育を実施すること。
 - ②保育所の整備・運営にあたっては、関係法令及び都・市の指導を遵守すること。
（参考）保育事業者が遵守すべき関係法令
 - ③職員研修等の人材育成を積極的に行い、専門知識や経験、意欲のある質の高い職員を確保すること。
 - ④園長及び主任保育士は常勤・専任とし、管理職としての資質・能力と経験を有する者とする。
 - ⑤事業運営においての健全性や透明性を確保し、安定的・継続的に保育園運営を行うこと。

- ⑥職員による給食の施設内調理、食物アレルギー対応を行うこと。
 - ⑦障害児保育や地域の子育て支援に積極的に取り組むこと。
 - ⑧医療的ケア児の受入れ・支援を行うための施設・体制整備を行うこと。
 - ⑨一般型乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を行うこと。
 - ⑩保育の質の向上やサービス改善に向け、第三者評価制度の積極的活用や苦情処理制度の整備を行うこと。
 - ⑪保育園の開所時間は午前7時から午後6時までを基本とすること。
 - ⑫延長保育時間は午後6時から最低1時間以上とすること
 - ⑬休園日は日曜日、国民の休日に関する法律に定める休日、12月29日から翌年の1月3日までの日とすること
 - ⑭定員は130名程度とし、職員配置は日野市の職員配置基準に準拠すること。定員内訳については市と協議の上、決定すること。
 - ⑮延長保育料、その他市が認める実費以外の負担を保護者に求めないこと。費用の徴収を行うときは保護者の理解を得てから実施すること。
- (2) 公立保育園の運営を引き継ぎ、保育環境の変化による負担を最小限とするため、事業者には以下の事項を誠実に履行することを求めます。
- ①子どもたちへの負担、影響を最小限にし、子どもたちや保護者と事業者の信頼関係を構築後に民営化を実施するため、民営化の1年前からみなみだいら保育園に園長予定者及び、各クラスに民営化後の担任予定者を配置し、引継ぎを開始すること。また、必要に応じて調理員についても、引継ぎのために勤務に入ること。
 - ②民営化開始直後に保育内容が激変しないよう、事業の引継ぎを行うこと。
※市は、従前実施していた事業・行事を継続するよう指導するとともに、円滑な移行に向け、必要な支援や調整、改善・指導を行います。
 - ③民営化を進めるにあたっては、保育内容の引継ぎ体制や問題点について話し合うための保護者・市・事業者で構成する三者協議会に参加し、子どもたちへの負担軽減や保護者との信頼関係の構築に努め、円滑な引継ぎを図ること。民営化実施後も、三者のいずれかの要望があった場合には三者協議会を開催すること。
 - ④三者協議会を通じて、保護者の意見を傾聴し、引継ぎ計画に反映し、不安の解消に努めること。
 - ⑤民営化後の子ども達の様子や園の運営状況を確認するため、市の調査や聞き取りに応じ、それに伴う指導等に従うこと。
- (3) 民営化後の運営は、認可保育所とする。ただし、市の課題を踏まえた受入れの在り方などについて、市と協議を行うものとする。

6. 事業者の公表

事業者の決定はみなみだいら保育園の保護者及び広く市民に公表し、民営化の移行まで1年以上の期間を確保するよう努めます。

7. 民営化の進行管理について

- ①三者協議会において、事業の引継ぎが予定通りに実施されているかどうかについて、進捗状況の確認を行います。
- ②運営事業者の職員採用状況、園舎の工事進捗状況等を確実に把握し、問題が生じていないかどうか確認していきます。
- ③民営化の実施に関して問題が発生した場合は改善・指導を行い、解決を図ります。

8. 民営化後の指導・監督について

- ①園の運営及び保育内容等について、必要に応じて指導及び監督を行います。
- ②保育士等の研修その他の人材育成について積極的支援を行います。
- ③三者による話し合いに基づく合意事項が確実に実施されているか逐次確認するとともに、問題が発生した場合は調整に入り、必要に応じて改善・指導を行います。
- ④民営化後３年以内に福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を事業者に義務付け、第三者の視点により民営化園の評価を行います。この評価はインターネット等で広く公開するものとし、情報の開示に努めていきます。

(参考) 保育事業者が遵守すべき関係法令 ※全てを網羅しているわけではありません。

【運営関係】

1	平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
2	平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
3	平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」
4	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」
5	昭和23年3月31日政令第74号「児童福祉法施行令」
6	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
7	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」
8	平成12年3月30日児発第295号通知「保育所の設置認可等について」
9	平成13年3月30日雇児保第10号通知「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」
10	平成10年2月13日児保第3号通知「保育所への入所の円滑化について」
11	平成14年12月25日雇児発第1225008号通知「児童福祉施設最低基準の一部改正について」
12	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
13	平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」
14	平成14年3月19日13福総監第917号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情対応の仕組みについて（指針）」
15	平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」
16	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」
17	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」
18	平成5年6月18日法律第76号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」
19	平成3年5月15日法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」
20	平成3年10月15日労働省令第25号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」
21	平成3年12月20日基発第712号通知「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」
22	令和7年1月20日職発0120第2号・雇均発0120第1号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」
23	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」
24	昭和41年7月21日法律第132号「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」

25	平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」
26	平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて」
27	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」
28	昭和47年8月19日政令第318号「労働安全衛生法施行令」
29	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」
30	平成7年10月27日法律第123号「建築物の耐震改修の促進に関する法律」
31	平成7年12月22日政令第429号「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」
32	昭和32年6月15日法律第177号「水道法」
33	昭和32年12月12日政令第336号「水道法施行令」
34	昭和32年12月14日厚生省令第45号「水道法施行規則」
35	平成8年7月19日社援施第116号通知「社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について」
36	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」
37	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」
38	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」
39	昭和62年9月18日社施第107号通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
40	平成12年12月22日条例第202号「東京都震災対策条例」
41	平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災条例に基づく事業所防災計画に関する告示」
42	昭和55年1月16日社施第5号通知「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」
43	昭和48年4月13日社施第59号通知「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」
44	昭和58年12月17日社施第121号通知「社会福祉施設における防災対策の強化について」
45	平成13年6月15日雇児総発第402号通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」
46	平成28年9月9日雇児総発0909第2号通知「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」
47	平成28年9月15日雇児総発0915第1号通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」
48	昭和24年6月4日法律第193号「水防法」
49	平成12年5月8日法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」
50	令和6年6月26日法律第69号「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」

【保育内容関係】

1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」
---	---------------------------

2	平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
3	平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
4	平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」
5	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」
6	平成30年3月30日子保発0330第2号「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」
7	令和7年3月21日こ成事第175号、こ支総第50号「児童福祉行政指導監査の実施について」
8	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」
9	令和2年2月14日子保発0214第1号「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」
10	令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」
11	平成10年4月9日児発第302号「保育所分園の設置運営について」
12	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」
13	平成16年3月29日雇児保発第0329001号「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる食育）に関する取組の推進について」
14	令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」
15	令和3年4月1日子保発0401第2号「「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」
16	令和2年3月31日子母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」
17	令和2年1月21日厚生労働省告示第10号「食事による栄養摂取量の基準」
18	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」
19	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」
20	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」
21	昭和41年7月27日児発第470号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」
22	昭和39年8月1日児発第669号「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」
23	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」
24	平成8年8月8日児企第26号「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」
25	平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」
26	平成15年5月1日規則第153号「健康増進法施行細則」
27	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」

28	昭和28年8月31日政令第229号「食品衛生法施行令」
29	昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」
30	令和2年8月5日薬生食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」
31	平成20年3月7日雇児総発第0307001号、社援基発0307001号、障企発第0307001号、老計発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」
32	平成8年7月25日社援施第117号「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」
33	平成10年2月18日児発第86号「保育所における調理業務の委託について」
34	平成22年6月1日雇児発0601第4号「保育所における食事の提供について」
35	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」
36	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」
37	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」
38	昭和58年4月21日児発第284号「保育所における嘱託歯科医の設置について」
39	平成31年3月29日東京都条例第50号「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」
40	平成31年2月28日府子本第189号、30文科初第1616号、子発0228第2号、障発0228第2号「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」
41	平成31年2月28日府子本第190号、30文科初第1618号、子発0228第3号、障発0228第3号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」
42	平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」
43	平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」
44	平成28年3月23日27福保子保第3650号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」
45	平成30年10月12日30福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」
46	令和6年2月8日5福祉子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について（通知）」
47	昭和46年7月31日児発第418号「児童福祉施設における事故防止について」
48	令和4年6月13日府子本679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について（通知）」
49	昭和57年7月2日57福児母第353号「保育所における事故防止について」
50	令和8年3月30日こ成安第45号、7教参学第52号「教育・保育施設等における事故の報告等について」

51	令和8年4月1日8福祉子保第19号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」
52	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」
53	令和8年3月30日こ成安第46号、7教参学第53号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」
54	令和7年9月16日こ成基第213号、こ成保第533号、こ成母第2065号、こ支家第381号、こ支障第352号、7初幼教第5号「保育所等における低年齢児の健康診断について」

【会計関係】

1	平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」
2	平成27年9月3日府子本第255号・雇児保発0903第1号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」
3	平成27年9月3日府子本第256号・雇児保発0903第2号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」
4	平成12年3月30日児発第295号「保育所の設置認可等について」
5	令和2年11月19日付2福保子保第3496号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』に係る都内私立保育所における取扱いについて」
6	令和6年3月26日付5福保子保第4028号委託費の適正管理の徹底について（通知）

日野市立みなみだいら保育園民営化のスケジュール案

たまだいら保育園の民営化と同様の進め方をした場合の案です。どのように進めるかは、保育園と保護者の意見を参考に進めていきます。

今後のスケジュール

- ・子どもへの影響と保護者への安心を最大限考慮し、運営法人と協調しながら、合同保育や保護者への説明会など、民営化の準備を進めて参ります。

・令和7年1月	「日野市子育て支援施設個別施設計画」のパブリックコメントを実施することにより、みなみだいら保育園の民営化を示す
・令和7年3月	日野市立みなみだいら保育園の民営化を決定
・令和7年4月	1歳児保護者説明会（R7.4.23）
・令和7年5月	みなみだいら父母会代表及び1歳児クラス代表民営化に係る説明会（R7.5.23）
・令和8年6月	第1回（仮称）みなみだいら保育園 民営化連絡協議会（以下、「民営化連絡協議会」という） →自己紹介、スケジュール・選考委員会・ガイドラインの説明
・令和8年6～7月	第2回民営化連絡協議会 →ガイドライン・事業者公募要領に関する質問・意見交換
・令和8年7月	第3回民営化連絡協議会 →事業者公募要領に関する質問・意見交換
・令和8年7月	日野市立みなみだいら保育園の民営化に関するガイドライン制定
・令和8年7月	「みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会設置要綱」の制定
・令和8年10月	日野市立みなみだいら保育園民営化事業者公募要領の制定、公募開始
・令和9年4月	日野市立みなみだいら保育園民営化に係る運営事業者の決定
・令和9年6月	第1回三者協議会 →自己紹介、三者協議会の進め方等について説明、民営化後の運営について質問・意見交換
・令和9年9月	第2回三者協議会 →民営化後の運営について質問・意見交換
・令和10年2月	東京都に保育園開設に係る計画承認申請書を提出
・令和10年3月	東京都から計画承認通知を収受
・令和10年3月	日野市みなみだいら保育園の民間移管準備に関する合意書の締結 →今後、保護者と法人と市で三者協議を行いながら進めること、令和10年度に市職員と法人職員と合同で保育を実施すること等を合意。
・令和10年4月	建築工事開始
・令和10年4月	合同保育開始 東京都に保育園開設に係る事前協議書を提出
・令和10年10月	民間保育園による保護者説明会
・令和11年4月	民間保育園開園